

世界とつながる高校生海外研修事業委託業務プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

世界とつながる高校生海外研修事業委託業務

(2) 目的

本県の社会課題解決や産業の持続的な発展に向けた海外における探究活動や、国際的な視野を育む交流活動等を実施するため、希望者を募って行う海外研修旅行を企画し、参加生徒の所要経費の一部を補助することで、国際交流の機会を創出し、グローバル探究リーダーの育成を図る。

(3) 業務内容

高等学校及び中等教育学校の生徒を対象とする、シンガポール、ベトナム、韓国のうち、いずれかの国を研修国とした研修旅行の企画及び実施。

詳細は、別紙「委託仕様書」のとおりであり、各仕様書につき1件、合計3件まで提案することができる。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

2 委託上限額

28,250,000円

※ 3つの企画の委託費の総額であり、消費税及び地方消費税を含む

3 スケジュール

令和8年4月17日(金)	募集公示
4月23日(木) 15:00	オンライン説明会
4月27日(月) 17:00	質問受付期限
4月30日(木)	質問に対する回答(県ホームページ)
5月1日(金) 17:00	参加申込書提出期限
5月8日(金)	参加提案資格確認結果の通知
5月19日(火) 17:00	企画提案書等の提出期限
5月21日(木) 午後	ヒアリング、審査委員会
5月22日(金)	審査結果の通知・公表
6月上旬	契約

4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 旅行業法施行規則第1条の2第1項に規定する旅行業務の登録がされていること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規

定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。) であること。

- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条に掲げる暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつて、当該県税の未納がない者であること。
- (7) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること。

5 説明会

(1) 説明会の開催

本業務のプロポーザルを実施するに当たり、次のとおり説明会を開催する。

- ア 日時 令和 8 年 4 月 23 日（木）15：00 から
- イ 開催方法 ZOOM によるオンライン形式

(2) 説明会の参加申込み

説明会への参加を希望する場合は、次のとおり申し込むこと。

- ア 申込期限 令和 8 年 4 月 22 日（水）17：00
- イ 申込先 下記 14 問合せ先に同じ
- ウ 申込方法 電子メール
 - ・メール本文に事業者名、参加者及び連絡先を入力すること。
 - ・メール件名を「（説明会申込）高校生海外研修事業委託業務」とすること。
 - ・参加申込者に対し、ZOOM の招待メールを送付する。

6 募集要領等の内容に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

募集要領及び委託仕様書の内容に関して質問がある場合は、別紙様式 1「質問票」を提出すること。

- ア 提出期限 令和 8 年 4 月 27 日（月）17：00
- イ 提出先 下記 14 問合せ先に同じ
- ウ 提出方法 電子メール
 - ・メール件名を「（質問）高校生海外研修事業委託業務」とすること。
 - ・電話での質問は受け付けないので留意すること。

(2) 質問に対する回答

令和 8 年 4 月 30 日（木）までに県ホームページにおいて公開する。なお、質問に対する回答は、募集要領及び委託仕様書への追加又は修正とみなす。

7 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込み

以下の資料を各 1 部提出すること。

- ア 提出書類

- ① 別紙様式2「参加申込書」
 - ② 別紙様式3「会社概要」(法人等の概要が分かるリーフレット等も添付すること。)
 - ③ 別紙様式4「類似業務実績一覧表」
 - ④ 新潟県に納税義務を有する者にあつては県税納税証明書(未納がないことを証明したもので、提出日の3か月以内に発行されたもの。写しでも可とする。)
- イ 提出期限 令和8年5月1日(金)17:00【必着】
- ウ 提出先 下記14 問合せ先に同じ
- エ 提出方法 電子メール、持参又は郵送(簡易書留に限る。)
- ・電子メールで提出する場合、メール件名を「(参加申込み)高校生海外研修事業委託業務」とすること。

(2) 提案資格の確認結果通知

参加申込みをした者全員に対し、令和8年5月8日(金)までに提案資格の確認結果の通知を電子メールで行う。

8 企画提案書等の提出

提案書等は、各仕様書につき1件のみ提出することができる。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式任意、原則としてA4)

募集要領及び委託仕様書の内容を踏まえ、次の内容を盛り込むこと。

① 基本的な考え方

- ・海外研修に対する基本的な考え方や方針

② 実施体制

- ・現地旅行会社(協力会社)及びコーディネーターの体制
- ・添乗員の実績及び体制

③ 行程

- ・交通手段
- ・宿泊施設の概要、安全性

④ 事前・現地研修

- ・研修の内容やねらい、効果
- ・研修の実施方法や創意工夫点、特色等

⑤ 安全管理

- ・研修中の急病や事故など緊急時の連絡体制や対応
- ・保険の内容

イ 業務実施スケジュール(様式任意、A4)

ウ 業務実施体制(様式任意、A4)

業務に関わるスタッフ、体制図を記載すること。

エ 見積書(様式任意、A4)

事業経費の内訳及び総額について見積書を作成すること。

(2) 提出期限 令和8年5月19日(火)17:00【必着】

(3) 提出部数 各6部(正本1部、副本5部)

(4) 提出先 下記14 問合せ先に同じ

(5) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留に限る。)

(6) 留意事項

- ア 提出期限以降、内容の差替、追加提出は認めない。
- イ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

9 ヒアリングの実施

提出された企画提案書等に基づき候補者を選定するため、提案者は、5月21日（木）に、企画提案書等の説明と審査委員からの質問等からなるヒアリングを受けるものとする。

なお、本プロポーザルの企画提案者が多数であると審査委員会が認める場合は、企画提案書等の事前審査（第1次審査）を行い、ヒアリング実施対象者を限定する場合がある。

詳細については、別途通知する。

10 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める評価基準に基づき、審査委員会が、提出された企画提案書等及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 評価基準

審査項目	審査の視点	配点
受託業務に対する考え方	①事業目的を適切に理解しているか。	10
	②受託業務に対する考え方や方針は明確となっているか。	
行程	①スムーズで無理のない行程で、負担の少ない交通手段が確保されているか。	20
	②宿泊施設の安全性は確保されているか。	
事前研修	①研修内容は具体的であるか。	15
	②研修のねらいが明確で、現地研修につながる内容となっているか。	
	③創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	
現地研修	①研修内容は具体的であるか。	35
	②研修のねらいが明確で、事業目的を達成できるものとなっているか。	
	③添乗員、現地コーディネーター、現地旅行会社の体制は十分であるか。	
	④創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	
安全	①緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。	10
	②保険の内容は十分なものとなっているか。	
費用	①研修のねらいを達成するための適正な価格となっているか。	10
計		100

11 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知するとともに、新潟県ホームページ (<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/>) で公表する。

12 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

13 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及びヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加辞退届」を提出すること。
- (6) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に企画提案書等を提出した者
 - エ その他、審査を行うにあたって、県が無効であると判断した者

14 問合せ先

新潟県教育庁高等学校教育課指導第2係
〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電話番号 025-280-5613 (直通)
E-Mail ngt500050@pref.niigata.lg.jp
担当：高橋